

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であつて、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であつて、契約の性質又は目的が競争入札に適さない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 令和6年度に開催予定の「清流の国ぎふ」文化祭2024（第39回国民文化祭／第24回全国障害者芸術・文化祭）に向け、大会周知及び大会機運の醸成を図るため、PRイベントを開催するものである。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適さない特別な事情の説明 本事業は、「清流の国ぎふ」文化祭2024の周知及び機運醸成に資するためのPRイベントを開催するものであり、実施にあたっては大会趣旨の理解に加え、柔軟な発想やアイデアを有する者に事業を委託する必要がある。 また、過去に経験した行事のノウハウやそこで培われた知識などにより、岐阜県らしい魅力的な企画を提案することが可能である者に業務を委託することが適当である。 このため、契約者の選定にあたっては、競争入札による価格競争には適さず、こうした分野に精通する者から提案される企画を比較検討する「一般公募型プロポーザル」により、契約者を決定することが必要である。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 令和4年12月2日に開催された「『清流の国ぎふ』文化祭2024PRイベント運営業務委託プロポーザル評価会議」において、企画提案を評価した結果、日本イベント企画株式会社が最優秀提案者（契約交渉の相手方）として選定された。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。